

第16章 個人的法益⑤ | 財産に対する罪②（詐欺・恐喝・横領・背任・盗品・毀棄） ②①／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 自分の物を壊して、罪になる？

導入

二つの問い

問い	場面	確かめること
①	差押えを受けた自分の車を、自分の手で壊して、動かなくした 自分の物を壊しただけ	罪になるか
②	隣地との境の安物の杭を、こっそり数メートル動かした 杭は1本も壊れていない	器物損壊(3年以下・告訴が必要)とどちらが重いか

守っているのは、物そのものではない

図：二つの問い・壊した車と動かした杭

前回、毀棄や損壊の物差しを決めました。物の効用を害する一切の行為、つまり、その物が本来の役目を果たせなくなることです。今日は、この物差しで、毀棄及び隠匿の罪の残りを見ます。問いを二つ出します。一つ目。Aさんは、借金の返済が滞り、自分の車を差押えられました。その後、腹立ちまぎれに、自分の手で車を壊して、動かなくしました。自分の物を壊しただけです。罪になるでしょうか。二つ目。隣の土地との境に、安物の杭が打ってあります。この杭を、こっそり数メートル、隣の側へ動かしました。杭は1本も壊れていませんし、値打ちも小さい杭です。器物損壊罪は、3年以下で、告訴が要ります。それと比べて、この行為は軽いでしょうか、重いでしょうか。

どちらも、直感の逆になります。ヒントだけ出します。どちらの場面でも、守られているのは「物」そのものではありません。その物に乗っている、他人の権利です。今日はこの1本の筋で、条文を順に並べていきます。

2 毀棄及び隠匿の罪の全体

短答

守るもので並べる、258～264条

条文	守るもの
258・259・260条 前回の3条	公務所が使っている文書／権利義務に関する他人の文書／他人の建造物
261条 器物損壊等	他人の物すべて(物の効用)
262条 自己の物の損壊等	他人の権利が乗っている自分の物
262条の2 境界損壊	土地の権利関係の明確性
263条 信書隠匿	信書という物の効用
264条 親告罪	告訴が必要な罪の範囲を決める規定

色が付いた条文が、今日の範囲

図：258～264条を「守るもの」で並べる

刑法の第40章、毀棄及び隠匿の罪を、守るものの違いで並べます。前回見た258条、259条、260条は、公務所の文書、権利義務の文書、建造物でした。今日の4条は、他人の物すべて、他人の権利が乗っている自分の物、土地の権利関係、信書、です。264条は、どの罪が親告罪かを定める規定です。前回の物差しを、一言で呼び戻します。壊すか、隠すか、汚すか、方法は問いません。その物が本来の役目を果たせなくなれば、損壊です。今日の条文でも、この意味のまま使います。

刑法261条

項目	内容	ポイント
客体	前三条に規定するもの以外の他人の物	258～260の客体でない物すべて
他人の	他人の所有に属する	占有ではなく所有
行為	損壊または傷害	動物には傷害
法定刑	三年以下の拘禁刑・三十万円以下の罰金・科料	窃盗(10年以下)よりずっと軽い
告訴	必要(親告罪)	264条

毀棄・隠匿の罪の原則規定

図：刑法261条

まず、原則規定の261条です。条文を読みます。

条文 刑法261条

刑法261条(器物損壊等)

前三条に規定するもののほか、**他人の物を損壊し**、又は**傷害した者**は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

前の三条、つまり258条、259条、260条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、または傷害した者は、三年以下の拘禁刑、30万円以下の罰金、または科料です。位置づけは、こうです。文書と建造物は、前回見た258条から260条が先に拾います。そこから漏れた他人の物は、すべてここに入ります。だから、毀棄・隠匿の罪の原則規定であり、試験でも最も出やすい条文です。前回の文書の振り分けで、最後に残った出口は、この261条でした。「他人の物」の「他人の」は、その物が他人の所有に属する、ということです。占有ではなく、所有で見ます。行為は、損壊または傷害です。損壊の意味は前回のとおりです。動物の場合は傷害と呼びますが、中身は同じで、動物の効用を害する行為です。殺したり傷つけたりする場合に限りません。壊れていなくても損壊になる場面を、三つの型で押さえます。

損壊の3類型

型	例	効用の害され方
①心理的に使えなくする	他人が使う湯のみに放尿する	洗えば使えるが、感情上使えない
②持ち主の手の届かないところへ出す	他人の池の水門を開け、飼っている魚を川へ流す (動物なので傷害)	魚は無事だが、持ち主のものとして使えない
③隠匿	他人が作業で使う道具を、資材庫の奥に隠す	物は壊れていないが、使えない

- 判例：大判明42・4・16(料理店の食器に放尿) 大判明44・2・27(養魚池の鯉を流出させた=傷害)
- 隠匿も毀棄になる例：大判昭9・12・22(競売記録を隠した=258条の公用文書毀棄)

どれも壊れてはいない。使えなくなっている

図：損壊の3類型

一つ目は、心理的に使えなくする型です。他人が使う湯のみに、放尿したとします。洗えば、物としては使えます。しかし、そのあとで、その湯のみに口を付けたいと思う人は、まずいません。感情のうえで、使えなくなっています。物の効用は、物理的に使えるかだけでなく、普通の人が普通に使えるか、でも見ます。二つ目は、持ち主の手の届かないところへ出してしまう型です。他人が魚を養殖している池の水門を開けて、魚を川へ流したとします。魚は、死んでもいけませんし、傷ついていけません。でも、持ち主は、魚を捕まえて売ることができなくなりました。魚は動物なので、この場合は「傷害」と呼びます。殺傷でなくても、傷害です。三つ目は、隠匿です。同僚が作業で使っている道具を、資材庫の奥に隠したとします。道具は無傷ですが、同僚は使えません。物を壊さなくても、使えなくすれば損壊です。1問です。隠した行為は、窃盗にもなりえます。窃盗と261条は、何で分かれるのでしょうか？

隠すときに、あとで売ったり、自分で使ったりするつもりなら、利用処分意思があるので窃盗です。もっぱら隠して使えなくするだけなら、利用処分意思がないので、261条です。ここで、刑の重さも確認します。窃盗は10年以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金です。261条は3年

以下です。ずっと軽いのは、自分の得にしようとする動機、つまり利欲犯的な性格がないからでした。261条は、親告罪です。告訴がなければ、公訴を提起できません。範囲の全体は、264条のところでまとめます。

4 自己の物の損壊等——262条

短答・論文共通

262条の4つの状態

状態	例	乗っている他人の権利
差押えを受け	債権者に車を差し押さえられた	債権者の回収の利益
物権を負担し	抵当権・質権が付いている	担保としての価値
賃貸し	部屋を貸している	借り手の使う権利
配偶者居住権が設定された	配偶者の家に住み続ける権利	居住する権利

- 保険に付した物は、放火の条文(115条)にだけ入る。262条には入らない

自分の物でも、他人の権利が乗っていれば

図：刑法262条・4つの状態

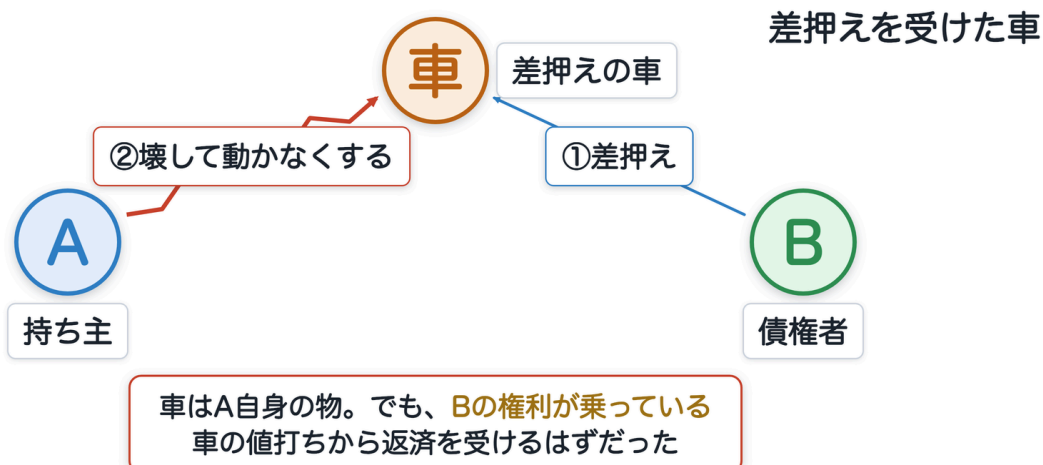
冒頭の一つ目に入ります。自分の物を壊して、罪になるのか。条文です。

条文 刑法262条

刑法262条(自己の物の損壊等)

自己の物であっても、**差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は配偶者居住権が設定されたものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。**

自己の物であっても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、または配偶者居住権が設定されたものを、損壊し、または傷害したときは、前三条の例による、です。前三条とは、259条、260条、261条のことです。条文の「例による」は、その三条の罪と同じ扱いで処罰する、という意味です。自分の物でも、他人の物を壊した場合と同じ罪と刑になります。たとえば、差押えを受けた自分の建造物を壊せば、260条の例によって、5年以下です。ふつうの自分の物なら、261条の例により3年以下です。258条が入っていないのは、258条にはもともと「他人の」という限定がなく、自分の書いた文書でも客体になるからです。前回見たとおり、自分で書いて役所に出した申請書でも、破れば258条です。だから、自分の物の特例に入れる必要がありません。4つの状態を、順に見ます。差押えは、債権者が、債務者の物を、強制的に押さえた状態です。物権を負担するとは、抵当権や質権など、その物に他人の権利が付いていることです。賃貸は、貸している状態です。配偶者居住権は、相続のとき、亡くなった配偶者の家に、残された配偶者が住み続けられる権利で、設定されていると、この条文の客体になります。ここで、混同しやすい点があります。保険に付した物は、262条には入りません。自分の家に保険をかけ、燃やしたときの特例は、放火の条文にあります。それは、公共の危険に対する罪の回で扱います。



図：差押えを受けた車

冒頭の一つ目です。車の持ち主は、A。債権者は、Bです。Aの車は、Bによって差押えを受けています。Bは、車の値打ちから、返済を受けるつもりです。ところが、Aが車を壊して、動かなくしました。すると、Bが返済を受ける道が、消えます。車はAの物ですが、Bの権利が乗っています。だから、262条によって261条の例により、器物損壊罪と同じ扱いになります。3年以下です。差押えを受けていない、ふつうの自分の車

なら、壊しても罪になりません。分かれ目は、他人の権利が乗っているかどうかです。なぜ、自分の物なのに処罰されるのですか。その物に、他人の権利が乗っているからです。差押えを受けた物を壊せば債権者の回収を害し、賃貸中の物を壊せば借り手の使う権利を害し、抵当権付きの物を壊せば担保の価値を害します。この条文は、他人の権利がある物の処分を制限する趣旨だと、説明されています。同じ発想の規定を、すでに見ています。窃盗の242条は、自分の物でも、他人が占有しているなら、他人の物とみなします。横領の252条2項は、自分の物でも、公務所から保管を命じられていれば、客体にします。自分の物でも、他人の権利や利益が乗っていれば、客体にする。262条も、同じ考えです。親告罪かどうかは、例にした条文に従います。「例による」以上、259条や261条の例による場面は親告罪のままです。260条の例による場面は、告訴が不要のままです。

5 境界損壊罪——262条の2

短答

刑法262条の2		
項目	内容	ポイント
行為	境界標を損壊・移動・除去、その他の方法で境界を認識できないようにする	境界標は例示 物を壊さなくても成立
守るもの	土地の権利関係の明確性	物の効用ではない
法定刑	五年以下の拘禁刑・五十万円以下の罰金	器物損壊(3年以下)より重い
告訴	不要(非親告罪)	264条に入っていない
杭は安物でも、重い		

図：刑法262条の2

冒頭の二つ目です。条文を読みます。

条文 刑法262条の2

刑法262条の2(境界損壊)

境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

境界標を損壊し、移動し、もしくは除去し、またはその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、5年以下の拘禁刑か、50万円以下の罰金に処せられます。境界標とは、土地の境目を示す杭や石です。条文に書かれた損壊、移動、除去は、例示です。要は、土地の境界が分からなくなる、あらゆる行為が対象です。杭を抜かずに土を盛って埋める、地形を変えて境目を見えなくする、といった行為も、含まれます。物を壊さなくても成立します。守っているのは、物の効用ではありません。土地の権利関係の明確性です。境界が分からなければ、隣どうして権利がどこまでかを争うことになり、土地の利用も取引も困ります。被害が持ち主一人で終わらず、社会に及びます。だから、5年以下と重く、告訴も要らないと、説明されます。冒頭の二つ目の答えです。杭を数メートル動かした行為は、262条の2です。杭が安物でも、1本も壊れていなくても、器物損壊より重い罪になります。試験での重要度は低い条文ですので、ここでは、この筋だけ押さえてください。

刑法263条

項目	内容	ポイント
客体	他人の信書	特定の人から特定の人にあてた意思を伝える文書 他人の所有に属するもの
行為	隠匿	隠して使えなくする
法定刑	六月以下の拘禁刑・十万円以下の罰金・科料	器物損壊(3年以下)より軽い
告訴	必要(親告罪)	264条

信書だけは、軽く別を守る

図：刑法263条

三つ目は、信書の隠匿です。その前に、1問です。思い出してください。第14章の最初の回で、信書開封の133条と、263条の隠匿を、見比べました。同じ手紙で、二つを分けるのは何を見る点でしたか？開けたか、隠したか、です。開ければ133条で、隠せば263条です。今日は133条と263条を、表で完全に比べます。まず条文です。

条文 刑法263条

刑法263条(信書隠匿)

他人の信書を隠匿した者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

他人の信書を隠匿した者は、6月以下の拘禁刑、10万円以下の罰金、または科料です。信書とは、特定の人から特定の人に対して、自分の意思を伝える文書でした。他人のとは、他人の所有に属する、ということです。行為は、隠匿です。通説的な整理は、こうです。隠匿は、本来、261条の損壊に当たります。それを信書については、器物損壊より軽く処罰する、と定めたのが263条です。法定刑は3年以下から6月以下に下がります。損壊は物理的な損壊に限る、という別の見解もあります。その見解に立つと、隠匿は本来処罰されないので、263条は信書に限って処罰を作る規定になります。前回の物差し、つまり効用を害すれば損壊という判例・通説の立場からは、前者の整理になります。答案も、前者で書けば足ります。

133条と263条の対比

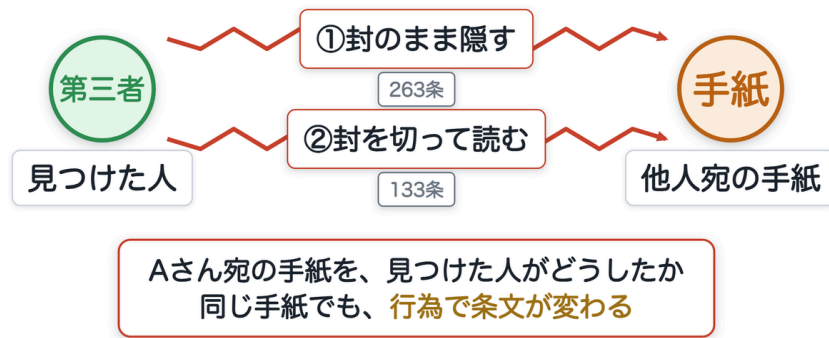
項目	133条 信書開封	263条 信書隠匿
守るもの	信書の秘密 (中身を知られない利益)	信書という物の効用 (使える状態)
行為	開封	隠匿
客体	封をしてある信書	他人の信書 (封の有無を問わない)
法定刑	1年以下の拘禁刑 20万円以下の罰金	6月以下の拘禁刑 10万円以下の罰金・科料
親告罪か	親告罪(135条)	親告罪(264条)

決め手は、開けたか、隠したか

図：133条と263条の対比

対比表です。133条が守るのは、中身を知られない利益で、行為は開封、客体は封をしてある信書です。263条が守るのは、信書の使える状態で、行為は隠匿、客体は封の有無を問わない他人の信書です。法定刑は、133条が1年以下、263条が6月以下と軽く、下がります。どちらも親告罪です。133条は、秘密を守る罪の親告罪を定めた135条、263条は、このあと見る264条が根拠です。

開けたか、隠したか



図：届いた手紙・開けたか、隠したか

新しい設例です。Aさん宛に、別の人から、手紙が届きました。第三者がそれを見つけて、封をしたまま持ち帰り、読む気も使う気もなく、棚の奥にしまいました。Aさんは、その手紙を受け取れません。信書としての効用が、害されています。これは263条です。同じ手紙で、中を読むために、封を切ったなら、133条です。守っているのは、中身を知らない利益だからです。開封も隠匿もしたなら、罪数の問題になります。

7 親告罪の範囲——264条

短答

刑法264条

264条の定め

259条、261条及び前条(263条)の罪
告訴がなければ、公訴を提起することができない

親告罪になる罪

259・261・263の3つだけ
258・260・262の2は、告訴不要

条文の条番号を、そのまま覚える

図：刑法264条

最後の条文です。前回、258条は告訴なしで起訴できて、259条は親告罪、と見ました。ここで整理します。

条文 刑法264条

刑法264条(親告罪)

第二百五十九条、第二百六十一条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

259条、261条、および前条、つまり263条の罪は、告訴がなければ、公訴を提起できません。1問です。第40章には、258条、259条、260条、261条、262条の2、263条の罪があります。このうち、告訴が要らない罪は、どれでしょうか？264条に書いてあるのは、259条、261条、263条です。だから、258条、260条、262条の2は、告訴がなくても起訴できます。

親告罪は3つだけ

条文	守るもの	親告罪か
258条	公務所が使っている文書	×(告訴不要)
259条	権利義務に関する他人の文書	○(親告罪)
260条	他人の建造物	×(告訴不要)
261条	他人の物	○(親告罪)
262条の2	土地の権利関係	×(告訴不要)
263条	他人の信書	○(親告罪)

告訴が要るのは、259・261・263だけ(262条は例にした条文に従う)

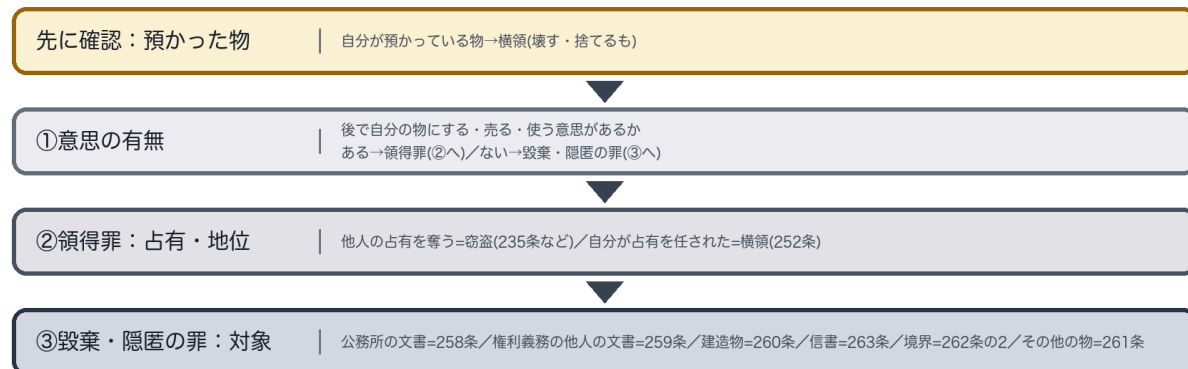
図：親告罪は3つだけ

暗記は、「3つだけ」で固定します。259条、261条、263条です。この3つは、被害が持ち主個人に閉じるので、処罰を求めるかどうかを被害者の意思に任せていると、考えられています。たとえば、友人に自転車を壊されても、弁償してもらえれば、事を荒立てたくない人もいます。困るのが持ち主一人なら、その人が望まない処罰まで、国が進める必要はありません。逆に、公務所の文書、建造物、土地の境界は、被害が公務や社会に及びます。だから告訴を要しないと、考えられています。262条経由の自己の物も、例にした条文に従います。「例による」以上、259条や261条の例による場面は、親告罪のままです。告訴の効果や期間は、刑事訴訟法の方野ですので、そこで扱います。

8 財産犯の弁別——意思→占有→対象

短答・論文共通

弁別の順序



意思→占有・地位→対象。背任(247条)・盗品等は、この二択の外

図：弁別の順序

総まとめです。その前に、1問です。不法領得の意思のうち、利用処分意思が無ければ、どの罪の側に入るのでしたか？毀棄・隠匿の罪の側です。自分の物にする気がなく、ただ壊すか隠すだけなので、窃盗などの領得罪にはなりません。この考え方を、順序にします。一段目は、後で自分の物にする、売る、使う意思があるか、です。あれば領得罪、なければ毀棄・隠匿の罪です。二段目は、領得罪の中で、占有で選びます。他人の占有を奪えば、窃盗などの奪取罪、自分が占有を任されている物なら横領です。三段目は、毀棄・隠匿の中で、対象で選びます。公務所の文書は258条、権利義務の他人の文書は259条、建造物は260条、信書は263条、境界は262条の2、それ以外の物は261条です。ただし、この順序の外に置くものが、二つあります。一つ目は、自分が預かっている物です。横領は、所有権とともに、物を預けた人の信頼も守る罪です。その信頼を裏切る点は、使っても壊しても変わりません。だから、預かった物は、壊す、捨てるだけでも横領になり、一段目より先に見ます。前回も、預かった腕時計を川に捨てれば横領、と見ました。二つ目は、背任です。物ではなく、任された事務に背いて、財産上の損害を与える罪で、財産犯の総論の回で、盗品等に関する罪とともに、領得罪か毀棄・隠匿の罪かの二択の外に置きました。6問で試します。各問、意思、占有、対象の順に確認してください。

一問目・隠した工具箱

見る点	この事案
事案	同僚が作業で使っている工具箱を、困る姿を見たくて、資材庫の奥に隠した。売る気も使う気もない
意思	？
対象	？
結論	？

図：一問目・隠した工具箱

一問目。同僚が作業で使っている工具箱を、困る姿を見たくて、資材庫の奥に隠しました。売る気も、使う気もありません。

一問目・隠した工具箱

見る点	この事案
事案	同僚が作業で使っている工具箱を、困る姿を見たくて、資材庫の奥に隠した。売る気も使う気もない
意思	売る気も使う気もない =領得罪ではない
対象	他人の物(工具箱)
結論	261条 器物損壊罪 決め手：ただ使えなくしたにとどまる

図：一問目・隠した工具箱の答え

一問目は、器物損壊罪の261条です。決め手は、売る気も使う気もなく、ただ使えなくしたにとどまる点です。

二問目・売るつもりで隠す

見る点	この事案
事案	同じ工具箱を、ほとぼりが冷めたら中古店で売るつもりで、いったん奥に隠し、その日のうちに自宅へ持ち帰った
意思	？
占有	？
結論	？

図：二問目・売るつもりで隠す

二問目。同じ工具箱を、ほとぼりが冷めたら中古店で売るつもりで、いったん資材庫の奥に隠し、その日のうちに自宅へ持ち帰りました。

二問目・売るつもりで隠す

見る点	この事案
事案	同じ工具箱を、ほとぼりが冷めたら中古店で売るつもりで、いったん奥に隠し、その日のうちに自宅へ持ち帰った
意思	売るつもり=利用処分意思がある
占有	同僚が占有していた=他人の占有を奪った
結論	窃盗罪 決め手：売る気があった

図：二問目・売るつもりで隠すの答え

二問目は、窃盗罪です。決め手は、売る気があった点です。同じ隠す行為でも、売る気があれば窃盗、なければ261条に分かれます。

三問目・預かった絵

見る点	この事案
事案	友人が展覧会に出すために預けた絵を、口論の腹いせに、自宅で切り裂いた
意思	？
占有	？
結論	？

図：三問目・預かった絵

三問目。友人が展覧会に出すために預けた絵を、口論の腹いせに、自宅で切り裂きました。

三問目・預かった絵

見る点	この事案
事案	友人が展覧会に出すために預けた絵を、口論の腹いせに、自宅で切り裂いた
意思	利用処分意思はない (横領では利用処分意思を要しない)
占有	絵は預かって占有している
結論	横領罪 決め手：預かった物である

図：三問目・預かった絵の答え

三問目は、横領罪です。決め手は、絵が預かった物である点です。預かった物は、切り裂くだけでも、先に横領を見る場面に入ります。判例も、横領の不法領得の意思には、利用処分意思を要しないとしています。

四問目・管理人の賃貸借

見る点	この事案
事案	賃貸マンションの管理を任された管理人が、オーナー名義で、オーナーへの恨みから、相場の半額で長期の賃貸借契約を勝手に結んだ
行為	？
地位	？
結論	？

図：四問目・管理人の賃貸借

四問目。賃貸マンションの管理を任された管理人が、オーナーの名義で、オーナーへの恨みから、相場の半額で長期の賃貸借契約を勝手に結びました。

四問目・管理人の賃貸借

見る点	この事案
事案	賃貸マンションの管理を任された管理人が、オーナー名義で、オーナーへの恨みから、相場の半額で長期の賃貸借契約を勝手に結んだ
行為	何も壊れていない 自分の物にする行為でもない
地位	管理を任された事務に背いた
結論	背任罪 決め手：任された事務に背いた

図：四問目・管理人の賃貸借の答え

四問目は、背任罪です。決め手は、物への加害ではなく、任された事務に背いた点です。管理人がマンションを預かっていると見ても、オーナーの名義と計算で結んだ、自分の物にする行為ではない背信行為なので、横領にはならず背任です。背任の回で見たとおり、預かった物について領得行為をすれば横領、そうでなければ背任です。

五問目・境界の杭

見る点	この事案
事案	隣地との境の杭を、駐車場を広げたくて、こっそり抜いて捨てた
意思	？
対象	？
結論	？

図：五問目・境界の杭

五問目。隣地との境の杭を、駐車場を広げたくて、こっそり抜いて捨てました。

五問目・境界の杭

見る点	この事案
事案	隣地との境の杭を、駐車場を広げたくて、こっそり抜いて捨てた
意思	杭を売る気などはない
対象	土地の境界
結論	262条の2 境界損壊罪 非親告罪 決め手：対象が土地の境界

図：五問目・境界の杭の答え

五問目は、境界損壊罪の262条の2です。決め手は、売る気ではなく、対象が土地の境界である点で、告訴も要りません。

六問目・届いた手紙

見る点	この事案
事案	元の交際相手宛の手紙が、なぜか手元に届いた
封をしたまましまう	？
封を切る	？

図：六問目・届いた手紙

六問目。元の交際相手宛の手紙が、なぜか手元に届きました。封をしたまま棚にしまった場合と、封を切った場合は、どうなりますか。

六問目・届いた手紙

見る点	この事案
事案	元の交際相手宛の手紙が、なぜか手元に届いた
封をしたまましまう	263条 信書隠匿罪 決め手：隠した
封を切る	133条 信書開封罪 決め手：開けた

図：六問目・届いた手紙の答え

封をしたまましまったなら、隠匿で263条です。封を切ったなら、開封で133条です。

誤りやすい組合せ

場面	結論
預かった物を壊す・捨てる	横領(261条ではない)
もっぱら隠す・使えなくする	261条
後で売るつもりで隠す	窃盗
手紙を開ける/隠す	133条/263条

占有と意思で、条文が変わる

図：誤りやすい組合せ

誤りやすい組合せを、まとめます。預かった物を壊す、捨てるのは、横領です。もっぱら隠す、使えなくするだけなら、261条です。後で売るつもりで隠すなら、窃盗です。手紙は、開ければ133条、隠せば263条です。ここは論文で論点になりうるところです。

◆ 今日の地図（保存版）

毀棄及び隠匿の罪の全体

条文	守るもの・法定刑	親告罪か
258条	公務所が使っている文書・3年以上7年以下	×
259条	権利義務に関する他人の文書・5年以下	✓
260条	他人の建造物・5年以下	×
261条	他人の物・3年以下	✓
262条	他人の権利が乗っている自分の物・259～261条の例	例による条文に従う
262条の2	土地の権利関係・5年以下	×
263条	他人の信書・6月以下	✓

図：毀棄及び隠匿の罪の全体

まとめます。冒頭の二つの答えです。一つ目。差押えを受けた自分の車を壊して動かなくすれば、262条によって261条の例により、器物損壊罪と同じ扱いになり、3年以下です。車に、債権者の権利が乗っているからです。二つ目。境界の杭を動かせば、262条の2で、5年以下です。安物の杭でも、守っているのは土地の権利関係だからです。告訴は要りません。261条は、258条から260条以外の他人の物すべてを守る原則規定で、隠すことも損壊に入ります。262条は、自分の物でも、差押え、物権負担、賃貸、配偶者居住権があれば、259条から261条の例によります。263条は、信書の隠匿です。133条の開封とは、開けたか、隠したかで分かります。親告罪は、259条、261条、263条の3つだけです。

財産犯全体の締め

場面	結論
後で自分の物にする・売る・使う意思がある	領得罪(窃盗など)
意思がなく、もっぱら壊す・隠すだけ	毀棄・隠匿の罪
自分が預かっている物	横領
任された事務に背いて損害を与える	背任

窃盗と毀棄罪は、利用処分意思で分かれる。意思→占有→対象の順に見る

図：財産犯全体の締め

最後に、財産犯全体の締めです。窃盗と、毀棄・隠匿の罪は、利用処分意思の有無で分かります。預かった物なら横領、任された事務に背けば背任です。意思、占有、対象の順に見れば、条文が選べます。これで、第16章の財産に対する罪は終わりです。